

規制の概要

成田新高速鉄道沿線地域に屋外広告物を設置する場合は、設置場所が禁止地域であっても、許可地域（市街化区域の一部）であっても、条例に定める基準に加えて「景観保全型広告整備地区」における基準に沿って計画して、許可を受けていただくこととなりました。

なお、屋外広告物の面積や大きさ等の許可基準の詳細については、成田市または印西市にお問い合わせください。

指定区域内の全ての屋外広告物

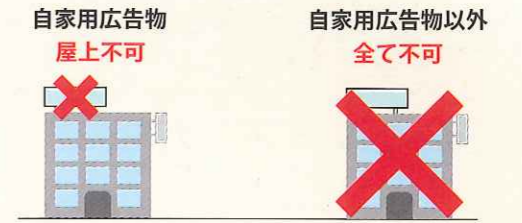
- 自然景観との調和を図る
(景観との調和等についての考慮点を提示)*
- 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観と調和を図る
(表示部分の1/2以上はマンセル値*による彩度を8以下)*
- 照明は動光や点滅しないもので光源色は白色系

(*)内は運用基準に定める事項。
マンセル値*とは、JIS規格による色の分類方法で、色相、明度、彩度の3要素に分けて、それぞれを数値化して色を区分します。

禁止地域に設置するときは 許可地域に設置するときは

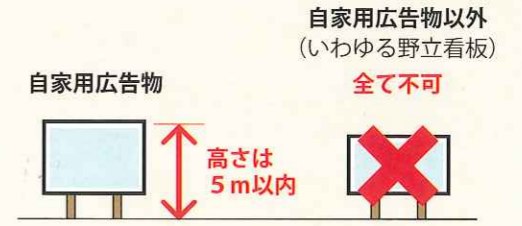
建物に設置する屋外広告物

- 市街化調整区域では屋上に設置しない
- 建築物との調和
- 内容は簡潔に
- デザイン的な統一



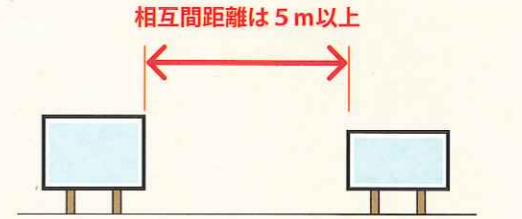
独立した屋外広告物

- 市街化調整区域では高さは5m以内
- 内容は簡潔に
- 個数は最小限に
- デザイン的な統一
- できる限り集合化



道標や案内図板

- 自然景観の眺望を妨げない
(相互間距離は5m以上)*
- デザイン的な統一
- 適切な配置



建物に設置する屋外広告物

- 建築物との調和
- 内容は簡潔に
- デザイン的な統一

独立した屋外広告物

- 内容は簡潔に
- 個数は最小限に
- デザイン的な統一
- できる限り集合化

注意

- 現存する広告物も許可更新時には「禁止地域」及び「景観保全型広告整備地区」の基準にあわせる必要があります。
- 許可の要らない広告物も「景観保全型広告整備地区」の基準にあわせて計画してください。

指定区域 成田新高速鉄道のうち、「若萩トンネル」先から「取香トンネル」手前の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる片側500mずつの両側の区域（ただし、市街化区域は景観保全型広告整備地区のみの対象となります。）

展望できる区域とは 自然の立地条件により屋外広告物の設置位置が展望できない場合は、展望できる区域に含まれませんが、家屋連担等の人為的な障害物により展望できない場合は、展望できる区域に含まれます。

